

真庭市運転免許取得費支援事業補助金

募集期間
4月1日
～
3月13日

真庭市の公共交通網の確保維持を図るとともに、市内事業者の人材確保の支援と雇用の安定を図るため、従事者の運転免許取得費用経費を負担する市内事業者に対して、運転免許証等の取得に要する経費の一部を補助します。

- **対象者**
 - 市内事業者であって、従事者に運転免許取得目的で経費を負担するもの
 - 市内事業者であって、従事者に認定講習を受けさせる目的で経費を負担するもの
- **対象事業** 【運転免許証取得】

道路交通法（昭和35年法律第105号）第85条第1項に規定する**大型免許、中型免許、準中型免許、大型特殊免許**、同条第3項に規定する**牽引免許**、同法第86条第1項に規定する**大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許**。
※準中型免許は、既に普通免許を取得した者が新たに準中型免許を取得しようとするものに限る

【認定講習】

市内事業者が地域内交通事業を実施する目的で受講する道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第51条の16第1項第1号に規定する国土交通大臣が認定する講習。
- **補助金額** 【運転免許証取得】運転免許証取得のための教習料金
 - 補助対象経費の1/2（上限1人あたり50,000円）【認定講習】講習を受けるための教習料金の合計金額
 - 補助対象経費の1/2（上限1人あたり8,000円）※1市内事業者につき、1年度あたり200,000円を限度とする。
- **提出書類** 次の書類を産業政策課に提出してください。

【事業を開始しようとする10日前までに提出いただくもの】

- (1) 交付申請書
- (2) 事業計画
- (3) 収支予算書
- (4) 受講予定者の運転免許証の写し
- (5) 受講者の在職している事業所名が記載されている健康保険証の写しまたは在職証明書
- (6) 会社パンフレット又は法人登記証明書の写しなど
- (7) 補助対象経費が確認できる書類（見積書など）
- (8) 市税の完納証明書（事業者）

【事業実施後（30日以内または3月31日のいずれか早い日）に提出いただくもの】

- (1) 実績報告書
 - (2) 事業実績書
 - (3) 収支決算書
 - (4) 受講者の免許証の写し（免許取得後のもの）または認定講習修了後の修了証の写し
 - (5) 受講者の在職している事業所名が記載されている健康保険証の写しまたは在職証明書
 - (6) 補助対象経費を負担したことが分かる書類
- ※必要に応じてその他の書類をお願いすることがあります。

● 流れ

- ① 真庭市役所ホームページより必要書類をダウンロードし、必要事項を記入してください。
- ② 記入した申請書類に、市税の完納証明書（3カ月以内に発行されたもの）等を添付し、事業を実施する**10日前までに**、産業政策課へ提出してください。
- ③ 審査後、市役所より補助金交付決定通知書が送付されますので、確認後、事業を実施してください。
- ④ 事業実施後は、30日以内（または3月31日のいずれか早い日まで）に実績報告書等を産業政策課へ提出してください。
- ⑤ 補助金の額が確定した後、請求に基づき、指定口座へ振り込みを行います。

真庭市役所 産業観光部産業政策課

TEL / 0867-42-1033 FAX / 0867-42-3907